

本会議の 質疑から

条例・その他

第53号 町田市地区計画の区域内における建築物の制限に関する条例の一部を改正する条例

議員 条例改正の目的と内容は何か。

都市整備担当部長

本条例は町田市内で定められた地区計画区域内に建築基準法の規定を適用させるものです。今回の改正は2014年7月1日及び2015年6月1日に施行された建築基準法の改正、並びに2015年4月20日に告示された町田市計画相原駅西口地区地区計画の都市計画決定に伴い、関係する規定を整備するため行うものです。改正項目の1つ目、建築基準法の改正に伴う内容ですが、今回の法改正で容積率及び移転の取り扱いが変更されました。容積率は、エレベーターの昇降路の床面積を容積率の算定に含めないことになりました。これにより建物全体の床面積が昇降路の面積分多く建築できるようになり、増築などの際にエレベーターが設置しやすくなります。移転については、移転とは曳家のように建築物を解体することなく敷地内で移動すること

を指し、建築物を別の敷地へ移動することはこれを含めないこととされていきました。今回の改正により移転の対象にこれまで除かれていた別の敷地への移動も一部認められるようになったことから、これを条例上位置づけるものです。例えば、区画整理地内での曳家等が想定されます。次に、改正項目2つ目の地区計画の都市計画決定に伴う内容ですが、これまでの38カ所の地区計画と同様に相原駅西口地区においても建築することができ、建築物、建築物の敷地面積の最低限度など、都市計画で定められた内容を条例に位置づけます。これにより、建築確認の際に地区計画の内容に適合しているかを審査できるようにするものです。

予算

第51号 町田市下水道事業会計補正予算

議員

汚水管渠整備費について、本予算が増額になる理由、内容、算出根拠は何か。

下水道部長 増額になる理由ですが、第50号議案と同様に国の公共工事設計労務単価の上昇を反映したものと、さらに東京都が2015年4月1日付で一般管理費等率及び現場管理費率の上昇改定を行ったことから汚水管渠整備費について補正を行う必要が生じたものです。次に、内容ですが、主なものについては、管渠等整備委託料、これは東京都都市づくり公共委託になります。こちらは2031万3千円、直営工事分であります。幹線・枝線管渠工事費が4060万7千円となり、汚水管渠整備費の合計が688

可決した 主な議案の内容

第52号 町田市町田ターミナルプラザ条例

管理上必要な文言を追加するとともに、施設に関する規定を見直し、ターミナルをより柔軟に活用できるようにするため、条例の全部を改正するものです。

0万円の補正となっています。次に、算出根拠ですが、国の公共工事設計労務単価の引き上げと、東京都の一般管理費等率及び現場管理費率の改定を踏まえて算出したものです。



町田ターミナルプラザ

第53号 町田市地区計画の区域内における建築物の制限に関する条例の一部を改正する条例

建築基準法の改正及び町田市計画相原駅西口地区地区計画の都市計画決定に伴い、関係する規定を整備するため、所要の改正をするものです。

第54号 町田市立学校の学校医、学校歯科医及び学校薬剤師の公務災害補償に関する条例

町田市立学校の学校医、学校歯科医及び学校薬剤師の公務災害補償の基準について、政令の改正に即応できるようにするため、条例の全部を改正するものです。

第55号 真光寺中学校中規模改修（工口改修）工事請負契約

建物の断熱性能を向上させることにより、光熱費を抑え環境負荷の軽減を図るとともに、建物の長寿命化及び非構造部材の耐震化を図ることを目的とした改修工事を行うため、工事請負契約を締結するものです。

第56号 町田市公共下水道事業（2015年度から2016年度までの事業の一部）に関する業務委託契約

市街化区域の汚水管整備のほか、浸水被害を軽減させるための雨水管整備の促進を図るため、事業の一部を委託するものです。

第57号 町田市公共下水道根幹的施設（鶴川ポンプ場）の建設工事委託に関する協定

鶴川ポンプ場の沈砂池設備更新工事を行うものです。

委員会 行政視察

健康福祉常任委員会

健康福祉常任委員会は、5月12日から14日にかけて、次の調査事項について各市等を行行政視察しました。

【富山市】

▽富山型デイサービスについて

▽角川介護予防センターについて

【社会福祉法人佛子園】

▽Share金沢について

【黒部市】

▽黒部市民病院について

▽新川医療圏小児救急センターについて

文教社会常任委員会

文教社会常任委員会は、5月12日から14日にかけて、次の調査事項について各市を行行政視察しました。

【那覇市】

▽那覇市歴史博物館について

【名護市】

▽北部生涯学習推進センターについて

【浦添市】

▽だこ市民大学について

建設常任委員会

建設常任委員会は、5月12日から14日にかけて、次の調査事項について各市等を行行政視察しました。

【市原市】

▽交通空白地域対策（デマンド型乗合タクシー）について

【防府市】

▽防府市クリーンセンターについて

【北河内4市リサイクル施設組合】

▽北河内4市リサイクルプラザ「かざぐるま」について

議会運営委員会

議会運営委員会は、7月14日から16日にかけて、次の調査事項について各市を行行政視察しました。

議会運営委員会の視察の様子



【新潟市】

▽議会運営について

▽議会改革の取り組みについて

【新発田市】

▽議会運営について

▽議会改革の取り組みについて

【上越市】

▽議会改革の取り組みについて

町田市議会では、より清潔な政治を目指し公職選挙法より厳しい内容の政治活動における虚礼廃止に関する要綱を定めています。

町田市議会議員の政治活動における 虚礼廃止に関する要綱

平成元年12月1日制定
平成2年2月1日改正

この要綱は、「町田市議会議員の政治活動における虚礼廃止に関する決議」に基づき、公職選挙法の規定にかかわらず、すべてにわたり清潔な政治活動を行うことにより市民の信託に応えるため制定するものである。

記

- 1、企業・団体からの金品等の寄附は受けない。
- 2、資金集めを目的としたパーティー・事業等は行わない。
- 3、町内会・自治会、その他市の財政援助団体並びに公的行事への金品等の提供及び祝電・弔電は行わない。
- 4、新聞等への個人名刺広告の掲載は行わない。
- 5、答礼のための自筆によるものを除き、年賀状、寒中見舞状、暑中見舞状その他これに類するあいさつ状（電報その他これに類するものを含む。）は廃止する。

附 則

この要綱は、平成元年12月1日から適用する。